

# 広報 あじす

AJISU

## お知らせ版

昭和59年 11/20  
№.156

広報あじす 毎月5日 発行  
お知らせ版 毎月20日 発行  
山口県吉敷郡阿知須町  
発行 阿知須町役場  
電話 4111番(代) ☎754-12  
印刷 よしの印刷株式会社



家庭科実習を参観の米国の先生（中学校で）

### 米国の教師団が来町 小中学校を視察

米国ワシントンの小・中・高校の米国人教師十人が十一月十日に来町し、阿知須小学校と中学校を視察しました。

外務省が所管の国際交流基金で招いたもので、山口県への訪問は今回が初めて。

この日、午前十時に阿知須小学校へ、三好町長から英語で歓迎のあいさつを受けたあと校内を一巡して中学校へ。

学校の概況説明の後、同校自慢のL.L教室での英語の授業や特別教室等の施設の見学、午後は、生徒会代表をまじえての懇談会とクラブ活動を参観しました。

席上「阿知須中学校の教育にとっても感動した。また、環境整備も行き届いており、生徒も子どもらしさ（素直）がある」等の感想も出ました。

今回の訪問で、小・中両校に米国の子ども作品が贈られ、中学校からは生徒の作った折り鶴のレイがプレゼントされ、一行はそれを首にかけて、職員、生徒が見送る中で阿知須を後にしました。

本町を訪れたのは、小学校の木造校舎、中学校のL.L教室語学練習教室）が珍しいためで県下では小学校二校、中学校二校、高校二校を視察しました。

# からの 知らせ

役 場 ☎4111  
教育委員会 ☎2022

## 総務課

有線 2113

# あとでよりいまが大切 火の始末

秋の全国火災予防運動・11月26日～12月2日

十一月二十六日(月)から十二月二日(日)までは「秋の全国火災予防運動」の期間です。ことしは「点検はあとでより、いまが大切火の始末」を統一標語に一週間、火災予防運動が行われます。年末を控え、なにかとあわただしく、ストーブなど火の気を使う機会も多くなります。気持ちを引きしめましょう。

### 消火器や警報器で 防火対策の充実を

あなたのお宅には、消火器がありますか。ガス漏れ警報器や火災警報器が、備わっていますか。

火の始末に十分注意を払っていると思っても、見落しはあるものです。火災から身を守るための用心をするにこしたことはありません。火の使用に注意するばかりでなく、消火器や警報器などを備え、防火対策を充実させましょう。

わたしたちの安全を保障してくれるのです。

### 火事／一二九番

火災が発生したときは、ただちに一二九番(有線・電話どちらでも)をかけ、「火事です。炊事場が燃えています」と、落ちついてはっきり知らせてください。あなたの名前、今かけている電話番号もお忘れなく。

### 届け出てから 土手焼きを

広い土手の草焼きや、山で火



### 最近6年間の町内の火災発生状況

54年	3件	林野(5月)	家屋(4.8月)
55年	2件	林野(4月)	原野(1月)
56年	3件	林野(3月)	家屋(4.12月)
57年	4件	林野(3.9月)	家屋(2.4月)
58年	4件	林野(2.6月)	家屋(3.4月)
59年	5件	原野(1.2.3.4.8月)	

※59年は11月15日現在

を使うときには届け出をしてください。

町火災予防条例に「火災とまざらわしい煙または火災を発生させるおそれのある行為」をする人は、届け出るように定められていますので、ご協力を。

届け出の様式は、総務課に用意してあります。

(五日前までに届け出を)

### 初期消火ですんだ ときも届け出を

天ぷらをしているときなどに、電話や来客などで火を切らずに応待に出ている間に火災となることが多くあります。

このようなどき、備えつけの消火器等による初期消火ですんで、届け出を怠ると火災保険が支払われなくなることもありまますので届け出は必ずいたしましょう。

### 12月1日に消防 訓練でサイレン

全国火災予防運動期間中の十二月一日(木)午前五時半頃にサイレンを鳴らします。

これは、町消防団の訓練のために行われるもので、消防車も出動しますが、火事とお間違えないよう、よろしくお願いします。

## 保健衛生課

有線 2122

### 自分の井戸水は 自分で水質管理

清潔で安心して飲める水を確保することは、人の生活にとって欠かせないものですが、山口県の水道普及率は昭和五十八年度八四・四パーセントで、まだ個人の家の井戸水に頼っている家もたくさんあります。

井戸水を利用している場合、利用者個人個人が水質管理に関する正しい認識を持つことが、特に必要ですが、その基本的な

事項は次のとおりです。

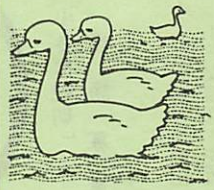
①水質の管理はまず水質検査から一井戸水を飲料水として利用する場合には、まず、水質検査をして、水質基準を満足していることを確認しておくことが必要です。しかも定期または随時に実施すれば安心して水が飲めます。

②井戸水の水質管理は自分の責任で水道は、その利用者の手数料により水道事業者(町等)が常時、水質の管理をしていますが、個人の井戸は自分の責任をもたなければなりません。

③水質検査の方法は一井戸水の検査をする場合は水を適切に汲みとることが大切です。このときの注意事項は次のとおりです。

- (1)汲むのは検査を依頼する日の朝
  - (2)蛇口につけてある布製、浄水器、ゴムホース等は解いておく
  - (3)採水する前に五分間以上水を流す
  - (4)容器は日本酒の一・リットル瓶が良い。瓶は三回以上検査する水で洗い、八分目まで水を入れ、蓋は瓶についているものを用いる
- 水質検査機関  
▽山口保健所 山口市葵二丁目五二九、電話山口②一五一一  
一▽財)山口県予防衛生医学協会 山口市吉敷稲葉三三四三  
一、電話山口②一〇三九四  
衛生研究所、山口市葵二丁目五六七、電話山口②一七六三〇

# 各課お



## 企画室

有線 2144

### 十二月に予備調査

農業センサス

『農業の国勢調査』とも呼ばれる「農業センサス」は農業事業実態調査が来年二月一日現在で全国一斉に実施されます。

このため、五年前に調査したあと農家をやめた人、あるいは新しく農家となった人を確認するための予備調査が十二月一日現在で行われます。

本町では三十三の調査区に分けて調べるようになっており、町職員が調査員となって、該当する家を確認に伺うことがあります。ご協力をお願いします。

この調査は五アール以上の耕作者や農業収入が年間五万円以上の人が対象です。

### 土地売買は届け出を

五千平方メートル以上

本町で五千平方メートル以上

## 住民課

有線 2132(福祉)

2135(戸籍)

### 「国籍法」と「戸籍法」の一部が改正されました

昭和六十年一月一日施行

#### 父系血統主義から父母両系主義へ

現在の日本の国籍法は、「父系血統主義」の立場をとっています。

の土地を売買する場合は、事前に市町村長を経由して、県知事に届け出なければなりません。届け出を受けた知事は、取引価格と利用目的について審査をし、不適正と認めるときは、取り引きの中止または変更を勧告をすることがあります。それ以外の場合には、届け出の日から六週間以内は勧告をしない旨文書で通知します。この通知を受け取れば、契約ができます。

なお、届け出をしないで土地取引をするなど、罰せられますので、ご注意ください。

届け出の手続きなど詳しいことは町役場企画室または山口市庁企画課へおたずねください。

ます。

「父」が日本国籍であれば、その子も日本の国籍になるといふものです。

この「父系血統主義」では、例えば、父が外国人で母が日本人という国際結婚の夫婦から生まれた子は、日本の国籍を取得できません。

改正法では、この「父系血統主義」から「父母両系主義」へと、その原則が改められました。

「父母両系主義」とは、生まれたときに「父または母」のい



ずれかが日本人であれば、その子は日本の国籍を取得できるといふものです。つまり、国際結婚した日本人の女性の子も、日本の国籍を取得できるようになりました。

ずれかが日本人であれば、その子は日本の国籍を取得できるといふものです。つまり、国際結婚した日本人の女性の子も、日本の国籍を取得できるようになりました。

#### 「二重国籍を防止する留保制度」と「選択制度」

一例ですが、韓国人の夫と日

本人の妻から生まれた子は、現在の国籍法の下では、韓国籍です。

しかし、今回の改正により、父親の韓国籍に加えて母親の日本国籍も所得することになり、その子は、日本と韓国の二重国籍者になります。

二重国籍の状態では、二つの国の権利が同時に一人の人間に及ぶため、いろいろな国際的問題を生ずることとなります。

そこで、このような二重国籍を防止するため、改正法では留保制度の適用が拡大されるとともに、また新たに「選択制度」が設けられました。

「留保制度」とは、日本人の父親をもつ子が外国で出生して二重国籍となった場合、法的な手続きにより日本の国籍を留保（権利や義務を保持すること）するという意思表示をすれば日本国籍が得られます。それをしな

## 都市水道課

有線 2141

### 配水管の布設工事

岩倉・旦・岡地区など

十一月末から、岩倉・旦・岡・浜表・井関・野口地区を中心に上水道の配水管布設工事を行います。工期は六十年二月末までの予定です。他の地区でも工事する場合も出ますので関係地

## 税務課

有線 2153

### 家屋の解体は届け出を

家屋を解体されたり、一部を取りこわされたところは、届け

区や、地区内を通行されるみなさんにはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

本人の妻から生まれた子は、現在の国籍法の下では、韓国籍です。

しかし、今回の改正により、父親の韓国籍に加えて母親の日本国籍も所得することになり、その子は、日本と韓国の二重国籍者になります。

二重国籍の状態では、二つの国の権利が同時に一人の人間に及ぶため、いろいろな国際的問題を生ずることとなります。

そこで、このような二重国籍を防止するため、改正法では留保制度の適用が拡大されるとともに、また新たに「選択制度」が設けられました。

「留保制度」とは、日本人の父親をもつ子が外国で出生して二重国籍となった場合、法的な手続きにより日本の国籍を留保（権利や義務を保持すること）するという意思表示をすれば日本国籍が得られます。それをしな

出てください。

このため、届け出のあったお宅には町税務課員が現場を確認して固定資産台帳を整理することになっていきます。

もし、届け出がなく、職員がその状態をまだ調査に行っていないところがあれば、十二月二十日までに税務課固定資産係へお知らせください。年末までに解体を予定されている方も同じです。

いと日本の国籍を失ってしまうという制度です。

これまで、この留保制度は、アメリカ合衆国やブラジルなど生地主義国（父母の国籍に関係なく、その国内で生まれた者に国籍を与えている国）で生まれた二重国籍者だけに適用されてきましたが、改正法では、日本の国外で出生したすべての二重国籍者に適用されることになりました。

「選択制度」とは、二重国籍になったときから二年以内に、日本の国籍か外国の国籍のどちらかを選ぶという制度です。

それとも一つ、結婚によって外国人が日本国籍を得る（帰化）には現在の国籍法では、その外国人が夫であるか妻であるかによって異なっています。つまり、外国人の夫の場合は、最低三年間、日本国内に居住しなければなりませんでしたが、外国人の妻にはその必要がありませんでした。

今回の改正では、夫か妻かを問わず、最低三年間の国内居住及び現に国内に住所を有していること、または婚姻後三年を経過し、かつ、一年以上日本に居住していることが必要になります。（くわしくは住民課まで）

日本への帰化条件が男女同一に

それとも一つ、結婚によって外国人が日本国籍を得る（帰化）には現在の国籍法では、その外国人が夫であるか妻であるかによって異なっています。つまり、外国人の夫の場合は、最低三年間、日本国内に居住しなければなりませんでしたが、外国人の妻にはその必要がありませんでした。



# おしらせ

## 不正受給はいけません

### 雇用保険、職探しの人のみ支給

雇用保険は失業された人に、その間の生活と仕事探しを援助するものです。つまり、積極的に就職しようとする意欲と、就職できる能力があり、実際に仕事探しをしている人に限って、雇用保険は支給されます。

#### 不正受給は厳しく処分

雇用保険の制度の趣旨に反して就職しているのに、その事実を届け出ないなどのやり方で雇用保険を不正に受けた場合は、厳しく処分されます。

#### 厳しく処分されます。

処分の内容はケースによって異なりますが、悪質な場合には、不正に受給した金額の二倍の額を納めなければならないこととなり、詐欺罪などにより処罰されたりすることもあります。

#### 三百日分の受給額は 保険料九十年分

雇用保険は自分で納めたものだから返ってきて当たり前だと思っておられる方はありません。

んか? これは大きな間違いです。例えば、失業して三百日分の雇用保険をもらったとします。しかし、その額は月々納めていた保険料のおよそ九十年分に相当します。雇用保険の支給額のうち、自分が納めた分はごくわずかです。そのほとんどは、他の労働者や事業主などが納めた保険料と、国民の税金で賄われています。

#### 制度を正しく理解 して有効な活用を

このような大切な雇用保険が正しく運営されるよう、国では不正受給に対しては、コンピュータシステムなどを活用することによりその防止、摘発に努めています。しかし、不正受給は依然として後を断ちません。十一月は「雇用保険不正受給防止啓発月間」です。

**高齢・障害福祉年金**  
書き替えた証書は受け取られましたか  
老齢・障害福祉年金の十二月期分(八月十一月)は十一月十二日から支払いをしています。十二月は郵便局の窓口が混雑するので早目にお受け取りください。なお、金額の書き替えが済んだ年金証書をまだ受け取っておられない人は印鑑をもって住民課までおいでください。

#### 第36回人権週間 12月4日から

山口地方事務局と山口県人権擁護委員連合会では「人権の共存」をテーマに「互いに相手の立場を考慮して豊かな人間関係をつくろう」を重点目標に掲げ、次のテーマに取り組み人間問題の解消に努力しています。

- ◎ 部落差別をなくそう
- ◎ 婦人の地位を高めよう
- ◎ 障害者の完全参加と平等を実現しよう

現しよう  
人権週間に当たり、家庭や、職場、地域社会にあって、互いに相手の立場を考慮して豊かな人間関係をつくることに努めましょう。

#### 食肉と加工品の勉強会

12月5日  
食肉と加工品についての勉強会が十二月五日午後一時から町公民館で開かれます。  
講師は農林省の門司農林規格検査所技師。「食肉とその加工品について」の講話と「酢風土の中に育つ」と題してのスライドを上映します。

主催は町消費生活研究会です。一般市民の聴講を歓迎しています。無料。

#### 年賀状は早目に

年賀状の受け付けは十二月十五日から始まります。年末押し迫って出されると、元旦の配達に間に合わなくなる場合もあります。早目に準備して十二月二十日までに申し送りましょう。

阿知須郵便局では次のように協力を求めています。

年賀状は「町内あて」「県内あて」「他府県あて」などに分け、面別を記した簡単な紙札を付けて束ねて出す。私製の年賀はがきは「年賀」と朱書きする。

郵便物が確実に届くように、家族全員の名前が書いてある郵便箱を設置してください。

親子もちつき大会  
秋吉台少年自然の家  
12月15日  
山口県秋吉台少年自然の家  
は「親子もちつき大会」を次のとおり開きます。

▽期日 十二月十五日(土) 十六日(日)の一泊二日  
▽会場 県秋吉台少年自然の家(二七五四一)三美郡美東町大字赤長谷平、電話美東町(五八一)

▽対象 小学校一年生から中学校三年生までの児童・生徒とその保護者が原則  
▽参加費 一人千七百円

#### 催しもの

24日 献血(役、前九時)  
26日 インフルエンザ②井小  
27日 歯科検診(役、後一時)  
28日 インフルエンザ②阿小  
29日 インフルエンザ②阿中  
30日 インフルエンザ②岩保  
若幼  
麻しん(新井医院、後二時)三時

12月2日 たのしく走ろう会(トリムコース前九時半)

6日 妊婦衛生教育(役、前九時半)

7日 インフルエンザ、接種もれの人(役、後一時半)  
青色申告決算説明会(公、後一時半)

9日 第三十五回町内駅伝(公、前九時)  
健康相談(役、前九時半)  
11日 育児相談(役、後一時半)

## 募集

### 「小さな親切」

#### 標語募集

「小さな親切」運動山口県本部は「小さな親切」を推進するための標語を募集しています。いつでも、どこでも、だれでも、自分がしようと思えばできる親切をみんなで行って、

明るく・あたたかい・住みよい社会をつくらうとする内容のもの。

締め切りは十二月三十一日。

送り先は「下関市竹崎町四二一三六 山口銀行総務部内」

「小さな親切」運動山口県本部事務局あて。作品ははがき封書。

山口銀行の支店に届け出られても結構です。

審査は一般の部、児童の部に分け、それぞれ二点を選入、数点を佳作として新聞発表のうえ記念品が贈られます。

#### 県立衛生看護学院生

山口県立衛生看護学院では昭和六十年年度の看護学生を募集しています。募集内容は次のとおり。

- ▽保健婦科 四十人
- ▽助産婦科 二十人
- ▽看護科(一部) 五十人
- ▽看護科(二部) 五十人

詳細は、千七四七防府市大宇西佐波合二四三六 山口県立衛生看護学院(電話防府二一九二〇)へ。

